

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
1 ・ 親 子 の 心 と 体 の 健 や か な 成 長 と 健 康 増 進 を 支 援 し ま す	1 ・ 子 ど も の 健 康 増 進	1	訪問などの個別支援	こども家庭支援室 母子保健担当	妊産婦から乳幼児まで継続的な支援を要する方や、育児、子どもの発達に不安のある方に対し、保健師が家庭訪問、電話等で支援します。	支援体制	現状維持	訪問件数：2,204件	A（順調）	妊産婦から乳幼児まで、発育・発達に心配のある方や育児に関する相談の希望がある方に対し、保健師や栄養士が家庭訪問、電話等で支援します。
		2	養育者支援保健・医療連携システム事業	こども家庭支援室 母子保健担当	養育者支援保健・医療連携システムに従い医療機関と連携しながら、養育支援を必要とする家庭の把握と継続的支援を行います。	支援実施率	100%	99.6%	A（順調）	医療機関と連携しながら支援を行います。
		3	新生児聴覚検査助成事業	こども家庭支援室 母子保健担当	新生児の聴覚障がいの早期発見及び早期療育を図るための費用の一部を助成します。	検査助成率	100%に近づける	88.7%	A（順調）	母子手帳交付時に受診票を交付して受検勧奨を行います。
		4	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	こども家庭支援室 母子保健担当	生後4か月までの乳児の全戸訪問を実施し、親子の心身の状況や不安悩みを聞き、支援が必要な家庭に対するサービスの提供や子育てに関する情報提供を行います。	訪問実施率	100%に近づける	95.6%	A（順調）	生後4か月未満の乳児に対して、保健師または助産師による全戸訪問を行います。
		5	予防接種事業	健康づくり課	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。また、予防票付きのしおりを送付したり、接種勧奨はがきを個別に送付するなど、予防接種の周知と勧奨に取り組みます。	1歳までにB C G接種を終了している者の割合	100%	98.1%	A（順調）	こども家庭支援室のこんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の際に「予防接種のしおり」を配付し、予防接種の重要性について保護者へわかりやすく伝え、接種率向上に努めます。 また、未接種者の方を対象に受診勧奨はがきを送付するなど、個別での受診勧奨を行います。
		6	親子デンタル教室	こども家庭支援室 母子保健担当	1歳から1歳6か月児を持つ親を対象に、虫歯予防のための知識の普及と実践を学ぶことを目的に、親子デンタル教室を開催します。	参加人数	96組（年6回実施）	88組	A（順調）	歯科医師によるむし歯予防の講話、歯科衛生士によるブラッシング指導を行います。また、希望者にフッ化物を塗布します。
		7	乳幼児健康診査	こども家庭支援室 母子保健担当	・4か月児健診 4か月児に対して、市内委託医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。	受診率	100%	受診率98.1%	A（順調）	・4か月児健診 4か月児に対して、市内委託医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。
					・10か月児健診 10か月児に対して、市内委託医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。		100%	受診率97.1%	A（順調）	・10か月児健診 10か月児に対して、市内委託医療機関において健康診査を実施し、疾病や障がいの早期発見を図ります。
					・1歳6か月児健診 1歳6か月児に対して、集団健診による一般健康診査と歯科健康診査を行い疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。		100%	受診率96.9%	A（順調）	・1歳6か月児健診 1歳6か月児に対して、集団健診による一般健康診査と歯科健康診査を行い疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。
					・3歳児健診 3歳児に対して、集団健診による一般健康診査と歯科健康診査を行い、疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。		100%	受診率98.0%	A（順調）	・3歳児健診 3歳児に対して、集団健診による一般健康診査と歯科健康診査を行い、疾病や障がいの早期発見及び心身の健全な発育・発達を促すとともに、育児不安の軽減を図ります。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
1・ 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します	1・ 子どもの健康増進	8	乳幼児健診事後教室	こども家庭支援室 母子保健担当	1歳6か月児健診において継続的な支援が必要と思われる親子に対して、遊びなどを通じて発達を促すとともに、子育ての相談に対応します。	教室実施体制・1歳6か月児健診事後教室参加人数	336人	304人	A（順調）	小集団で親子遊び等を行ったり、個別相談を行います。
		9	フッ化物洗口支援事業	こども家庭支援室 母子保健担当	就学前の幼児（年長児）にフッ化物洗口を行い、虫歯予防に努めます。	実施園数の割合（幼稚園・認定こども園・認可保育所）	85%	70.0%	B（概ね順調）	各保育園・幼稚園等で週2回、フッ化物洗口を行います。未実施の園に実施を働きかけ、実施率の向上を目指します。
		10	フッ化物洗口事業	教）学校教育課	市内小学校において、児童にフッ化物洗口を行い、う歯予防に努めます。	12歳児（中学1年）の一人平均むし歯数（本）	0.60本	市内小学校全23校でフッ化物洗口を実施した。	A（順調）	市内小学校23校で実施
	2・ 親の健康増進	11	子育て世代包括支援センター	こども家庭支援室 母子保健担当	妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう、切れ目ない支援を行います。	相談体制参加人数	R6年度より「とまこまいこども家庭センター」の母子保健機能として、こども相談課と一体的な運営へ体制変更する。産前・産後サポート事業（集団型）は対象月齢を変更・拡大する。産後ケア事業は利用期限の延長と委託事業者の増加で支援体制を強化する。 相談件数及びケアプラン作成数：現状維持 産前・産後サポート事業（集団型）参加者数：延べ156人 産後ケア事業利用数：実258人	相談件数：延べ1,152件 ケアプラン作成数：1,065件 産前・産後サポート事業参加者数（集団型）延べ人数：223人 産後ケア事業利用数：実286人	A（順調）	「とまこまいこども家庭センター」（母子保健機能）として妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるように各種事業を運営します。状況に応じて児童福祉機能と一体的な支援を行い、切れ目ない支援を目指します。 産後ケア事業は「訪問型」「通所型」に加え、新たに「宿泊型」を開始します。
		12	母子健康手帳の交付	こども家庭支援室 母子保健担当	母子健康手帳交付時に、保健師、看護師が面接を行い、情報提供やハイリスク妊婦の把握を図り、継続支援につなげます。また、マタニティマークの普及啓発に努めます。	妊娠届出が妊娠20週未満の割合	100%に近づける	妊娠20週未満の妊娠届出割合：97.4%	A（順調）	母子健康手帳交付時に、保健師、看護師が面接を行い、情報提供やハイリスク妊婦の把握を図り、継続支援につなげます。また、マタニティマークの普及啓発に努めます。
		13	妊婦健康診査助成事業	こども家庭支援室 母子保健担当	妊娠期の健康管理のため、妊婦健診及び超音波検査費用を助成します。	健診回数	妊婦一般健康診査の助成：14回 超音波検査の助成：6回	妊婦一般健康診査の助成：14回 超音波検査の助成：6回	A（順調）	妊娠届出をした妊婦全員に対し、妊婦一般健康診査と超音波検査の受診券を交付し、妊娠期の健康管理を支援します。
		14	若年妊婦訪問事業	こども家庭支援室 母子保健担当	妊娠届時に18歳以下(高校3年生相当年齢以下)の初妊婦を対象に、妊娠中に訪問を実施し、妊娠・出産の準備等の支援をします。	訪問実施率	100%に近づける	40%(訪問対象者10名中、4名訪問、2名今後予定、1名転出、2名分娩後の届出、1名妊娠後期届出のため未訪問)	B（概ね順調）	妊娠届時に18歳以下(高校3年生相当年齢以下)の初妊婦を対象に、妊娠中に訪問を実施し、妊娠・出産の準備等の支援をします。
		15	産婦健康診査助成事業	こども家庭支援室 母子保健担当	産婦の体調や育児不安等を把握し、継続的な支援を行うため産婦健康診査の費用を助成します。	健診受診率	100%に近づける	97.1%	A（順調）	母子手帳交付時に受診票を交付して受診勧奨を行います。
		16	乳がん・子宮頸がん検診	健康づくり課	乳がん・子宮頸がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、40歳以上、20歳以上の女性を対象に乳がん、子宮頸がん検診を実施します。	がん検診受診率	受診率 乳がん検診：12.1% 子宮頸がん検診：16.7%	受診率 乳がん：10.0% 子宮頸がん：12.1% ※R7年度より受診率の算定方法を変更（目標値算定と同様）	B（概ね順調）	4月1日時点で20歳の方に子宮頸がん検診、40歳の方に乳がん検診の無料クーポン券を発送し、受診勧奨を行います。 また、ホームページで子宮頸がん・乳がん検診の実施医療機関一覧を掲載するなど、受診しやすい体制を整えるほか、未受診者の方を対象に受診勧奨はがきを送付するなど、個別での受診勧奨を行います。

基本目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
1 ・ 親子の心と体の健やかな成長と健康増進を支援します	3 ・ 食育の推進	17	離乳食・食事指導	こども家庭支援室 母子保健担当	乳幼児健診において、離乳食・食事に関する個別指導を行います。	栄養指導体制	栄養士による栄養指導を引き続き実施します。	栄養士による個別相談を実施。 栄養指導数：367人	B（概ね順調）	乳幼児健診において、離乳食・食事に関する個別指導を行います。
		18	離乳食講習会の開催	幼保施設課	子どもの健康や成長にとって、「適正な栄養と食事」が基本であることを学んでもらうため、子育て中の親を対象に調理実習や講習会を開催します。	開催回数	調理実習や講習会の開催回数を維持します。	4回	A（順調）	講習会開催の回数を維持します。 対象月齢の見直しを行い、調理実習や講習会の内容の充実を図ります。
		19	保育所等での「食への関心の育成」	幼保施設課	楽しく食べることで食への関心を持てるように、園内での野菜づくりやクッキング保育等を実施し、食の大切さを体験する機会を設けます。また、保護者には家庭向けの食事指導を行うなど、家庭と保育所等が連携して子どもの健康な心と体を育むことを推進します。	実施園数	保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所のすべてで実施します。	47園	B（概ね順調）	保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所のすべてで実施します。
		20	小・中学生への食に関する指導	教）指導室	小学校、中学校の児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食生活を身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるようにするため、栄養教諭が食に関する指導を行います。	実施校数	栄養教諭による食育指導を市内全小・中・義務教育学校で学校で実施します。	栄養教諭による食育指導を市内全小・中学校で行いました。 （小学校22校、中学校14校、義務教育学校1校）	B（概ね順調）	小学校、中学校の児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食生活を身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるようにするため、栄養教諭による食育指導を市内全小・中学校で実施します。
	4 ・ 小児医療の充実	21	夜間・休日急病センター（初期救急）	医療介護連携課	夜間・休日急病センターにおける夜間及び休日の診療、休日当番病院における日祝日の診療を行います。	診療体制	診療体制を維持します。	夜間：休日急病センター利用者数：15,624人	B（概ね順調）	診療体制を維持します。
		22	小児救急医療支援事業	医療介護連携課	小児科救急医療拠点病院の指定を受けている苫小牧市立病院において、小児救急医療の充実を図ります。	診療体制	診療体制を維持します。	利用者数：619人	B（概ね順調）	診療体制を維持します。
2 ・ 子どもの教育・保育環境をより充実します	1 ・ 幼児期の教育・保育の充実	23	保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等の整備	こども政策課	保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等を整備し、待機児童の解消、小学校就学前の子どもの教育・保育環境の充実を図ります。	保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等の園数	52園	実施園数 52園 保育所14園、幼稚園5園、認定こども園19園、小規模保育事業所14園	A（順調）	実施園数 52園 保育所13園、幼稚園2園、認定こども園23園、小規模保育事業所14園
		24	消費者教育の推進	地域活動支援室	小学生を対象に、市内児童センターで「お金の話講座」を実施するとともに、市のイベント等を活用して、消費者教育を推進する取り組みを行います。	事業の推進	講座やイベントを通じて、児童への消費者教育の推進を継続していきます。	幼稚園における消費者教育出前講座：4回実施 小学校における消費者教育出前講座：3回実施	A（順調）	幼稚園における消費者教育出前講座：4回実施 小学校における消費者教育出前講座：6回実施
	2 ・ 放課後の環境を整備	25	放課後児童クラブの充実	こども若者支援課	保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、その健全な育成に努めます。	開室クラブ数 登録児童数	38クラブ 登録児童数：1,549人	小学校：30クラブ（20か所） 児童センター：6クラブ（7か所） 民間：2クラブ（2か所） 計：38クラブ（29か所） 登録児童数：1,693人（4/1現在）	A（順調）	小学校：30クラブ（20か所） 児童センター：6クラブ（7か所） 民間：2クラブ（2か所） 計：38クラブ（29か所）

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
2 ・ 子 ど も の 教 育 ・ 保 育 環 境 を よ り 充 実 し ま す	3 ・ 学 習 指 導 の 充 実	26	主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善	教)指導室	各学校において、子どもが主語の4つの共通取組場面を単元全体や一単位時間の中で適切に設定し、子どもの資質・能力を育成できる授業を構築します。	調査の結果	学校訪問による助言・指導及び研修等での講座を充実させます。 全国学力・学習状況調査の平均正答率を全国以上とし、確実に資質・能力を身につけます。 全国学力・学習状況調査の平均正答率が全国以上の教科 2 (国語、算数・数学) 話し合う活動を通じ、自分の考えを深めることなどができている児童生徒 小・中学校85%	すべての学校において、4つの共通取組場面を単元全体や一単位時間の中で設定した授業の構築に取り組みました。 話し合う活動を通じ、自分の考えを深めることなどができている児童生徒 小学校 86.6% 中学校 83.6%	B (概ね順調)	各学校において、子どもが主語の4つの共通取組場面を単元全体や一単位時間の中で適切に設定し、子どもの資質・能力を育成できる授業を構築します。
		27	個別最適で協働的な学びの実現に向けたICTの効果的活用の推進	教)指導室	児童生徒の資質・能力の育成に向け、実践研究指定校によるタブレット端末を活用した公開授業や、研修講座における実践成果の発信を行います。また、ICT活用実践例についてリーフレットを作成し、情報発信を行います。	調査の結果	ICT活用の実践研究指定校での公開授業や実践的な研修講座など児童生徒の資質・能力の育成に向けて取り組みます。 ICT機器を活用した授業が「ほぼ毎日」行われたと回答した小・中学校の児童生徒の割合 85%	ICT機器を活用した授業が「ほぼ毎日」行われたと回答した小・中学校の児童生徒の割合 小学校 44.5% 中学校 48.2%	B (概ね順調)	推進指標を、「調査対象学年の児童が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面では、児童一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を「週3日以上」使用させていると回答した学校の割合 (学校質問紙調査)に変更します。
		28	幼小連携事業	幼保施設課 教)指導室	学校生活に適應できず精神的に不安定になる小1プロブレムの改善や途切れない支援を目的に幼小連携に関する研修や小学校見学会、引継会を実施します。	実施回数	幼小連携に関する研修：3回 小学校見学会参加園：44園 引継会：年1回	幼小連携に関する研修：4回 小学校見学会参加園：43園 引継会：年1回	A (順調)	幼小連携に関する研修：3回 小学校見学会参加園：41園 (休園2園の為) 引継会：年1回
	4 ・ 国 際 教 育 の 充 実	29	外国語教育の充実と国際理解教育の推進	教)指導室	4技能5領域 (「聞くこと」「読むこと」「話すこと (やり取り)」「話すこと (発表)」「書くこと」)のバランスの取れた外国語力の育成を目指し、授業改善に係る研修会や研修講座を開催しています。また、子どもたちが英語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりすることができるように、市内教育機関等に外国語指導助手を派遣します。	派遣回数	中学校卒業段階で英検3級以上を取得又は英検3級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 60% 市内幼稚園、保育園等や放課後児童クラブに外国語指導助手を派遣し、英語に親しむ活動の充実を図ります。 派遣回数80回	外国語指導助手を年間を通して市内全小・中学校に配置するとともに、外国語指導助手の指導力の向上を図るための研修会を年間を通して行い、外国語教育、国際理解教育の充実を推進しました。	A (順調)	4技能5領域 (「聞くこと」「読むこと」「話すこと (やり取り)」「話すこと (発表)」「書くこと」)のバランスの取れた外国語力の育成を目指し、授業改善に係る研修会や研修講座を開催します。また、子どもたちが英語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりすることができるように、市内教育機関等に外国語指導助手を派遣します。
		30	こども国際交流事業	未来創造戦略室	市内の子どもたちを対象に海外派遣研修を実施し、現地視察や現地学生などとの交流を通して国際交流や多文化共生に対する理解を促進し、国際的視野を持った人材を育成します。	派遣実施体制	市の取り組みや社会情勢に応じて年度ごとに派遣先の見直しを行いながら、事業を継続して実施します。また、参加者募集や活動報告についても、市ホームページやSNS等を活用して市民に広く周知を行います。	昨年に引き続き、国際的な視点を養い、将来のまちづくりを担う人材を育成することを目的として、市内の中高校生12名をシンガポールに派遣し、研修で得た学びを踏まえて市長に対し、まちづくりに関する提言を行いました。また、プロポーザル方式により事業提案を受けて、委託事業者を選定しました。	A (順調)	令和7年度に引き続き、派遣先をシンガポールとして事業を実施予定。事業者はプロポーザル方式により選定する。選考について面接を追加し、研修内容については前年度の事業の結果等を踏まえ検討しながら実施する。
	5 ・ 教 職 員 の 資 質 向 上	31	私立幼稚園教育研究補助	幼保施設課	幼児の心身発達の助長を図るため、幼児教育に係る研究 (私立幼稚園教員の資質向上のための研修事業参加費用)に要する経費の一部を補助します。	制度の実施	対象者へ研究経費補助を引き続き実施します。	対象者：200人	A (順調)	対象者へ研究経費補助を引き続き実施します。
		32	研究委嘱校による研究の推進	教)指導室	学校教育の充実を図るため、研究委嘱校において、学校教育推進上の諸問題について公開研究会を実施し、実践的研究を推進します。	内容の充実	必要な資質・能力を育成するために苫小牧市の課題に応じたテーマに係る研究委嘱校を決め、研究・実践を行います。その成果を、研修講座や動画配信、情報誌等で周知し、だれでも必要な情報が得られ、自己研修ができる状態をつくります。	子どもが主語の4つの共通取組場面や共通取組事項、学びに向かう力を高める取組のいずれかを研究テーマとした研究委嘱校を小中2校ずつ決定し、本市における授業改善を図りました。	A (順調)	学校教育の充実を図るため、研究委嘱校において、学校教育推進上の諸問題について公開研究会を実施し、実践的研究を推進します。
		33	教職員研修会、生徒指導講習会の開催	教)指導室	教職員を対象に、学級経営、学力向上、いじめ・不登校などの問題、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催します。	参加人数	教職員を対象に、学力向上、いじめ・不登校等の生徒指導に関する内容、特別支援教育に関する内容など、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催します。集合型だけではなく、オンラインによる研修会も行います。 参加人数：1,250名 (延べ人数)	教職員を対象に、学力向上、いじめ・不登校等の生徒指導に関する内容、特別支援教育に関する内容など、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催しました。集合型だけではなく、オンラインによる開催も行いました。 参加人数：1,452名	A (順調)	教職員を対象に、学級経営、学力向上、いじめ・不登校などの問題、その他教育に関する今日的テーマに沿った研修会を開催します。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
2・子どもの教育・保育環境をより充実します	6・教育施設整備	34	教育施設整備	教)施設課	老朽化した校舎、屋内体育館などを安全で快適な教育環境に整備するため、改築及び大規模改修事業を推進します。	バリアフリー化の推進（バリアフリースイレ、スロープ、エレベーター）	バリアフリー化している学校数：20施設（令和9年度末目標値）	植苗小中学校大規模改修	A（順調）	大成小学校改築
	7・地域に開かれた学校づくり	35	地域に開かれた学校づくりの推進	教)学校教育課	各地域の実情に応じた教育活動をコミュニティ・スクールで実践し、地域の多様な人材の参画・協働の機会を創出するとともに、相互理解と信頼関係のもと未来を担う子どもたちの豊かな成長を支え、誇りを持って社会の発展に貢献していく人材を育てます。	コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、学校の美化・登下校の見守り・学校行事等の運営など、保護者や地域の人との協働による活動を実施した学校の割合	引き続き、学校と地域の連携・協働の推進に努めます。 目標値：85%	学校運営協議会を全小・中学校に配置（16地区） 委員延べ人数：215人	A（順調）	引き続き全小中学校で実施します。
	8・いじめ・不登校対策の充実	36	いじめ・不登校等相談	こども家庭支援室 こども相談担当	いじめ・不登校などに関わる相談を実施します。	相談体制	いじめ・不登校などの相談体制を維持します。	相談件数：14件	B（概ね順調）	相談体制を維持します。
		37	不登校対策	教)指導室	不登校の問題解決のため、教育支援センターでの個に応じた指導・支援に加え、「不登校児童生徒の支援に関する指針」に基づき教育機会の確保や支援の拡充を行います。	支援体制	不登校児童生徒のうち教育支援センターやフリースクール等、及びオンラインにおいて相談・指導や支援を受ける児童生徒の増加を図ります。 教育支援センター及びフリースクール等相談・指導や支援を受けた割合：小・中学校30% オンラインによる学習指導や教育相談を実施した学校 小・中学校100%	不登校児童生徒が教育支援センター、フリースクール等民間施設、及びオンラインにおいて相談・指導や支援を受けるための支援体制を整備しました。 教育支援センター及びフリースクール等民間施設において、相談・指導や支援を受けた割合：小学校7.0%、中学校11.3%（令和7年度末時点） オンラインによる学習指導や教育相談を実施した学校 小学校17.2% 中学校23.0%	A（順調）	不登校児童生徒に対して教育支援センター等の多様な学びの場の提供と支援の充実に努めます。 不登校児童生徒の要望に応じて、オンラインによる学習指導や教育相談を行うことができる体制整備に努めます。
		38	いじめ対策	教)指導室	「苫小牧市いじめ問題子どもサミット」を開催し各校のいじめない明るい学校づくりに向けた交流や主体的に考える機会を通して、各校のいじめ撲滅に向けた取り組みにつなげます。	内容の充実	いじめ問題についての各校での取り組みや意見を交流する中で、各校の未然防止に向けた主体的な取り組みにつなげます。	各学校の児童・生徒会代表である小学生46名、中学生30名、担当教員37名がサミットに参加しました。事後アンケートでは、参加児童生徒全員が、主体的な取組が大切であると回答しました。	A（順調）	「苫小牧市いじめ問題子どもサミット」を開催し、ウェルビーイングの向上やいじめのない心理的安全性の高い学校づくりについて、児童生徒が主体となって議論を深め、各校におけるいじめの未然防止に向けた取組につなげます。
		39	道德教育の推進	教)指導室	児童生徒が自己をみつめ、よりよく生きるために、人の弱さに対する理解や多様な考えを受容する心など、道德的な判断力、心情、態度を育成し、自他の命の尊さや互いに尊重する心を養えるよう道德教育の充実を図り、自己肯定感の高揚をねらいます。	調査の結果	道德の授業や教育活動全体を通して、豊かな心の醸成を図ります。 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」児童生徒の割合 小学校100%、中学校100%	道德推進パッケージを作成し、研修会や研修講座、SV・AD・LITによる公開授業等を行いました。 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」児童生徒の割合 小学校 98.5% 中学校 94.9%	B（概ね順調）	児童生徒が自己をみつめ、よりよく生きるために、人の弱さに対する理解や多様な考えを受容する心など、道德的な判断力、心情、態度を育成し、自他の命の尊さや互いに尊重する心を養えるように、道德教育の充実を図り自己肯定感の高揚をねらいます。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
2・子 ど も の 教 育 ・ 保 育 環 境 を よ り 充 実 し ま す	8・ 対 い じ の め 充 ・ 実 不 登 校	40	教育相談の充実	教) 指導室	保護者の学校に関する悩みや困りごとについてはスクールソーシャルワーカーを設置し、専門的な来所・電話相談業務を行うほか、指導室においても来所、及び電話等による教育相談を実施します。	実態	スクールソーシャルワーカーを活用した支援の充実 対応件数；300件 指導室での来所、電話及びメール相談 相談件数 140件	スクールソーシャルワーカーを活用した支援の 充実を図りました。 対応件数；298件 指導室での来所、電話及びメール相談 相談件 数；125件	A（順調）	スクールソーシャルワーカーを活用した支援の充実 対応件数；300件 指導室での来所、電話及びメール相談；140件
		41	心の教室相談員の配置	教) 指導室	生徒が悩みなどを抱え込まず、心にゆとりを持てるよう、全中学校に心の教室相談員を配置します。	心の教室相談員の配置	全中学校に配置している心の教室相談員に不登校児童生徒への相談・支援の機能も付加し、各中学校区における相談・支援体制の充実を図ります。	市内全中学校（義務教育学校後期課程を含む）15校に、心の教室相談員を配置しました。 不登校対策実践校（5校）に配置されている不登校対策支援員と連携し、不登校児童生徒への相談・支援の取組を開始しました。	A（順調）	市内全中学校（義務教育学校後期課程を含む）15校に、心の教室相談員を配置するとともに、不登校対策実践校（9校）に配置されている不登校対策支援員とともに、不登校児童生徒への相談・支援の取組を進めます。
	9 教・ 育 力 家 庭 ・ 強 地 域 の	42	望ましい電子メディア利活用習慣の形成	教) 指導室	市P連との共作である「情報機器利用の約束」や令和6年3月策定の「子どもと一緒に考える安全・安心な情報機器利用のためのガイドライン」などを周知し、関係機関と連携を図りつつ、地域・家庭・学校一体となった望ましい電子メディアの利活用を啓発します。	実施校数	引き続き、スマートフォン等電子メディアを利用したトラブルを防ぐため、安心・安全な活用に向けた児童生徒向けの説明会や保護者向け説明会を全小・中学校で実施します。 （小学校22校、中学校14校、義務教育学校1校）	「情報機器利用の約束」や「子どもと一緒に考える安全・安心な情報機器利用のためのガイドライン」等を定期的に周知するとともに、フィルタリング教室を中学校入学説明会の日に合わせて保護者向けに実施しました。	B（概ね順調）	引き続き、「情報機器利用の約束」や「子どもと一緒に考える安全・安心な情報機器利用のためのガイドライン」等を定期的に周知するとともに、スマートフォン等電子メディアを利用したトラブルを防ぐため、安心・安全な活用に向けた児童生徒向けの説明会や保護者向け説明会を全小・中学校で実施します。 （小学校22校、中学校14校、義務教育学校1校）
		43	地域との連携による学習活動の充実	教) 指導室	地域社会や学校外の関係機関等との連携を図り、自然・文化・歴史等の多様な学習ニーズに対応した教育課程を編成し、実施します。	実施校割合	地域の人材や施設を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動を実施します。（全学年で実施の小学校、中学校を85%以上実施）	地域の人材や施設を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動を実施している学校（37校 / 37校）	A（順調）	地域社会や学校外の関係機関等との連携を図り、自然・文化・歴史等の多様な学習ニーズに対応した教育課程を編成し、実施します。
	10・ 多 様 な 体 験 活 動 の 充 実	44	幼・小・中学生に対する体験活動事業	教) 生涯学習課	子どもの体験活動の情報収集・提供（幼・小・中学生「月間行事予定表」の発行等）を行います。 また、市内公共施設のサークル情報を収集し、「サークルガイド」を発行するとともに、体験活動等に関する相談、指導者の紹介、学校や個人と活動先のマッチング等を行います。	推進体制	体験活動の推進体制を維持します。	・「こどものための行事案内」を毎月発行しました。 ・アウトリーチ推進事業を小中学校で9事業、保育園で10事業、認定こども園で7事業、小規模保育施設で1事業、町内会で9事業、その他施設で1事業実施しました。 ・公共施設のサークル情報を収集し、「サークルガイド」を年1回作成し発行しました。	B（概ね順調）	継続実施
		45	青少年キャンプ場の利用促進	こども若者支援課	青少年に集団生活や自然体験をしてもらうため、青少年キャンプ場の利用を促進します。	利用者数	1,500人	1,660人	A（順調）	継続して実施します。
		46	リーダー養成事業	こども若者支援課	日常生活におけるさまざまな体験や活動から、福祉やボランティアをはじめ、教育、地域振興、野外活動など幅広い分野に対し、青少年自身の成長と連帯意識を高め、積極的に社会参加するたくましい青少年を育成します。	参加者数	サマーキャンプ：30人 ウインターキャンプ：30人 未来創造こども会議：20人 ボランティアスクール：40人	サマーキャンプ：28人（小学生13人、中学生12人、高校生3人） ウインターキャンプ：30人（小学生15人、中学生11人、高校生4人） こども会議：12人（小学生1人、中学生8人、高校生3人） ボランティアスクール：28人（小学生12人、中高生16人）	B（概ね順調）	継続して実施します。
		47	キッズタウン開催事業	こども若者支援課	仮想の街である「とまこまいキッズタウン」で、未来を担う苫小牧市内の小学3・4年生が住民となり、就労体験と疑似通貨による報酬を使用した消費体験を通して、働くことの喜びや苦勞を学ぶとともに、社会への興味を育みながら健やかな成長を応援します。	参加企業・団体数	24企業・団体	36社（協賛企業6社含む）	A（順調）	継続して実施します。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
2・子どもの教育・保育環境をより充実します	10・多様な体験活動の充実	48	こども研修事業	こども若者支援課	小中学生とスタッフとして参加する高校生が、姉妹都市や他都市の訪問研修で、その街の歴史や文化を学び、異年齢による集団生活を通して、協調性や自主性、社会性を身につけることを目的として実施します。	参加人数	参加者：35人程度 高校生スタッフ：6人程度	参加者：36人 高校生スタッフ：6人	A（順調）	八戸市を訪問予定 ※参加者35人程度 高校生スタッフ6人程度
		49	児童の体験教室事業	教）科学センター	児童やその親を対象として、工作・科学教室、天文教室などを開催し、児童の創造性や創作性を高めるとともに健全育成を推進します。	参加人数	各種教室等を引き続き実施するとともに内容の充実を図ります。	・科学・工作教室(木工教室/電子工作教室含/オトモダチ)：1381人 ・科学ふれあい教室：180人 ・移動科学センター：593人 ・出前授業(天文普及事業/科学体験事業)：1145人 ・科学センター学習：1369人 ・天文教室（星空観望会含）：221人 ・夜間開館:427人 ・移動天文教室(星空観望):126人 ・その他(ミールガイド/ミール科学あそび含)：64人	A（順調）	・科学・工作教室(木工教室/電子工作教室含)：27回 ・科学ふれあい教室：4回 ・移動科学センター：随時 ・出前授業(天文普及事業/科学体験事業)：随時 ・科学センター学習：10月～2月 ・天文教室（星空観望会含）：8回 ・夜間開館：2回 ・移動天文教室(星空観望):随時 ・その他(ミールガイド/ミール科学あそび含)：6回
				教）美術博物館	郷土の自然や歴史を学ぶ知識の広場として、博物館を広く一般に公開し、生涯学習社会に対応した博物館活動の推進に努めるとともに、特別展、企画展、体験教室、観察会・見学会などを開催し、子どもの健全育成を推進します。	各種事業の実施	特別展（1回）：5,000人 企画展（3回）：9,000人 郷土学習：1,300人 美術博物館祭（2日間）：1,000人 無料観覧日：1,900人 （5月：1,000人・11月：900人）	特別展（1回）：13,217人 企画展（3回）：12,832人 郷土学習：1,365人 美術博物館祭（2日間）：2,367人 無料観覧日：1,589人 （5月：875人・11月：714人）	A（順調）	特別展（1回）：5,000人 企画展（3回）：9,000人 郷土学習：1,300人 美術博物館祭（2日間）：1,000人 無料観覧日：1,900人 （5月：1,000人・11月：900人）
				環境生活課	小中学生を対象に、自然ふれあい教室、こころの授業、獣医さんの野生動物救護の現場ウォッチングを開催し、自然や命の大切さを学ぶ活動を実施します。	各種活動の実施	ウトナイ・生きものラボ：15回 500人 こころの授業：37クラス 1,200人 子どもスペシャル：1回 15人 バックヤードツアー：2回 20人	ウトナイ・生きものラボ：5回 356人 こころの授業：35クラス 1,038人 子どもスペシャル：1回 9人 バックヤードツアー：3回 42人	B（概ね順調）	ウトナイ・生きものラボ：15回 500人 こころの授業：37クラス 1,200人 子どもスペシャル：1回 10人 バックヤードツアー：4回 40人
				教）勇武津資料館	地域の児童や親を対象として、「ふるさと探訪」「生活体験教室」等を実施し、子どもの健全な育成を引き続き推進します。	内容の充実	・ふるさと歴史講座：2回 40人参加 ・ふるさと探訪：2回 20人参加 ・生活体験教室：8回 100人参加 ・機織り体験教室：3回 40人参加	・ふるさと歴史講座：1回 20人参加 ・ふるさと探訪：1回 16人参加 ・生活体験教室：8回 100人参加 ・機織り体験教室：3回 53人参加	B（概ね順調）	・ふるさと歴史講座：1回 ・ふるさと探訪：1回 ・生活体験教室：7回 ・機織り体験教室：3回
		50	子ども広報部「びとこま」	教）美術博物館	児童の広報活動として特別展や企画展、教育普及活動などを取材、記事を作り「びとこま」の名称で発行します。	広報発行活動の実施	年8回開催 120人参加（登録者数：15人） 記事発行回数 5回	年9回開催 180人参加（登録者数：22人） 記事発行回数 5回	A（順調）	年8回開催 120人参加（登録者数：15人） 記事発行回数 5回
	11・運動の推進・スポーツ生活	51	スポーツ施設無料開放事業	スポーツ都市推進課	昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、幼児から中学生を対象に、スケートリンクや温水プール及び体育館等の個人利用料金を免除します。	利用料の免除	13施設において、利用料の免除を継続	13施設において、利用料の免除を実施した。	A（順調）	12施設において、利用料の免除を実施
		52	全道大会、全国大会の遠征費補助事業	スポーツ都市推進課	昭和41年に全国で初めて議決された「スポーツ都市宣言」により、各種スポーツの全道大会、全国大会の遠征費を助成することで、児童の健康増進と健全育成を推進します。	各種大会出場への助成	補助金の交付を継続	前年度に引き続き、補助金を交付した。	A（順調）	R7年度より、業務（窓口）は、（公財）苫小牧市スポーツ協会へ移管したが、大会に出場する選手への補助金交付を継続する。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
2・子どもの教育・保育環境をより充実します	12・読書活動の推進	53	赤ちゃん、絵本のとびら事業	教)生涯学習課	赤ちゃん（0歳児）とその保護者に絵本を贈り、親子の絵本を介した心のふれあいを深めるとともに、乳幼児期から本に親しむきっかけづくりを進めます。	配付率	R11年度の絵本配付率：80%以上	・健康支援課主催の「赤ちゃん教室」や、「子育てサロンOasis」で絵本を配付しました。 ・引換期限の近い事業対象者に、案内ハガキを送付し、引換えを促しました。 ※令和6年度出生者に対する令和7年度までの配布数668パック（引換率：72.61%） ※令和8年度より引換期限を2歳（誕生日末日）までに延長のため、配布数・引換率は未確定	B（概ね順調）	継続実施
		54	苫小牧市セカンドブック事業 「いちねんせいへ、こころのたからばこ」	教)生涯学習課	本市在住の小学校1年生に本を贈り、子どもたち自身が「読書の楽しさと本を選ぶ喜び」を知るきっかけをつくり自発的な読書活動につなげるとともに、家族や友達と読書を通したコミュニケーションを育むことを目的として実施します。	推進体制	事業の推進体制を維持します。	市内の小学校1年生1,187人に、自分で選んだ本1冊とおすすめの本のリストが入ったパックを配付しました。	A（順調）	継続実施
		55	読書活動促進事業	教)生涯学習課 (中央図書館)	児童の読書への関心を高め、健全育成を推進するため、児童やその保護者を対象とした読書推進のための行事を開催します。また、小学校や児童センターに向けた読書支援サービス事業を実施します。	内容の充実 参加人数	・「赤ちゃんを楽しむ絵本ひろば」参加人数：144人 ・定例読み聞かせ会参加人数：480人 ・スクールメール便「ブックちゃん」利用：11校190セット ・団体貸出冊数：31,800人	・赤ちゃんを楽しむ絵本ひろば（10回411人） ・団体貸出冊数：25642冊 ・定例よみきかせ会（37回349人） ・青空こども図書館（9月開催80人） ・絵本作家ワークショップ（7月開催25人） ・出張！図書館（19回1296人） ・出張！移動図書館（2回179人） ・図書館文化セミナー（児童）（4月開催73人） ・スクールメール便「ブックちゃん」（8校111セット） ・図書館見学・職業体験（18回459人） ・読書サポートまなぶくん（5校18回） 事業に関しては全て通常どおり実施しました。	B（概ね順調）	継続実施
	13・育環境の健全な成	56	子どもに有害な環境排除に向けた取り組み	こども若者支援課	有害環境排除モニター連絡協議会と連携し、性や暴力に関する過激な情報雑誌販売規制などの自主的措置の働きかけを行います。	見回り体制	見回り体制の維持	コンビニエンスストアの聞き取りを行い、有害図書の販売の有無等の調査を実施	A（順調）	継続して実施します。
	14・経済的・子育て支援の充実	57	地域青少年対策促進補助金	こども若者支援課	地域の青少年の健全育成活動を促進するため、各町内会に地域青少年対策促進補助金を交付します。	制度の実施	継続して地域青少年対策促進補助金を交付します。	対象者：12,197人 総補助金：9,026,480円	A（順調）	77町内会へ交付
		58	私立高等学校生徒活動費補助	教)総務企画課	私立高校等における生徒活動の充実及び負担の軽減を図るため、学校に対し補助します。	制度の実施	国の制度の状況を注視しながら、引き続き補助を実施します。	対象校：3校 対象者：1,005人 補助金額：7,515,000円	B（概ね順調）	国の制度の状況を注視しながら、引き続き補助を実施します。

- 9 -

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
3 ・ そ れ ぞ れ の 家 庭 環 境 に 応 じ た き め 細 か な 支 援 を し ま す	1 ・ 子 育 て 家 庭 等 へ の 経 済 的 負 担 の 軽 減	63	不育症治療費助成事業	こども家庭支援室 母子保健担当	不育症の検査・治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、検査・治療費の一部を助成します。	制度の実施	制度の周知徹底を図り、これまで以上に不育症治療を受けられる機会を拡大していきます。	助成件数：1件	B（概ね順調）	制度の周知徹底を図り、これまで以上に不育症治療を受けられる機会を拡大していきます。
		64	コウノトリ検査事業	こども家庭支援室 母子保健担当	子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な不妊治療を開始できるよう不妊検査に係る費用に対し助成します。	制度の実施	制度の周知徹底を図り、これまで以上に不妊検査を受けられる機会を拡大していきます。 【令和8年度から目標値修正】	助成件数：98件	B（概ね順調）	制度の周知徹底を図り、これまで以上に不妊検査を受けられる機会を拡大していきます。
		65	先進不妊治療補助金	こども家庭支援室 母子保健担当	不妊治療のうち、医療保険適用の不妊治療と併用して実施された先進不妊治療に要する費用の一部を助成します	制度の実施	制度の周知徹底を図り、これまで以上に先進不妊治療を受けられる機会を拡大していきます。 【令和8年度から目標値修正】	助成件数：76件	B（概ね順調）	制度の周知徹底を図り、これまで以上に先進不妊治療を受けられる機会を拡大していきます。
		66	助産施設利用事業	子育て応援課	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産等を受けることができない妊産婦に対し、助産施設における入院助産を提供します。	病床数	対象者に対し、引き続き提供します。	2施設8病床 利用件数：14人 総支弁額：9,246,363円	B（概ね順調）	対象者に対し、引き続き提供します。
		67	保育所等保育料の軽減	幼保施設課	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育所等の保育料を国の水準より低額に設定します。また、北海道と連携し、幼児教育・保育の無償化に関する給付が円滑に実施されるよう努めます。	負担額	引き続き下記の取組みを実施 ・対象世帯：年収640万円未満の子どもが2人以上いる世帯 多子計算に係る年齢制限を撤廃し、3歳未満児の第2子以降を無償化	令和6年度に引き続き下記の取組みを実施 ・対象世帯：年収640万円未満の子どもが2人以上いる世帯 多子計算に係る年齢制限を撤廃し、3歳未満児の第2子以降を無償化	A（順調）	引き続き下記の取組みを実施 ・対象世帯：年収640万円未満の子どもが2人以上いる世帯 多子計算に係る年齢制限を撤廃し、3歳未満児の第2子以降を無償化
		68	保育所等の給食費の一部軽減	幼保施設課	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、概ね年収360万円未満世帯及び多子世帯（第3子以降が対象、一部、兄弟の年齢要件あり）に対し給食費の一部を補助します。	制度の実施	令和6年度より、多子世帯の補助対象を第2子以降に拡充して実施します。	多子世帯について、対象を第2子以降に拡充して実施しました。 対象者：1,796人（うち拡大分：800人）	A（順調）	引き続き、対象を第2子以降に拡充して実施します。
		69	児童手当	子育て応援課	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的として、18歳到達後の最初の年度末までの子どもを監護し、かつ、子どもと一定の生計関係にある父又は母等に手当を支給します。	制度の実施	国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。	受給者数：12,411人 支給総額：3,202,160,000円	A（順調）	国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。
		70	子育て支援医療費助成	子育て応援課	子どもの健康が守られるよう医療費の助成を行い、早期治療及び福祉の向上を推進します。	制度の実施	北海道の助成を上回る市単独の助成を引き続き実施します。	対象者数：19,824人 助成件数：233,885件 （市単独助成件数：139,208件） 助成総額：352,608,981円	A（順調）	北海道の助成を上回る市単独の助成を引き続き実施します。
		71	家庭ごみ処理手数料の負担軽減	ゼロごみ推進課	すべてのおむつ類の利用者の負担を軽減するために、ご家庭で使用したおむつ類の無料回収を行います。	負担の軽減	おむつ類の無料回収を継続します。	おむつ類の無料回収を継続した。	A（順調）	おむつ類の無料回収を継続します。
		72	遠距離通学費補助	教）学校教育課	遠距離通学（小学生4km以上、中学生6km以上）に要する交通費の全額（バス定期代）を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 また、樽前小学校に通学する児童及び樽前地区から凌雲中学校に通学する生徒の世帯に交通費の全額（バス定期代）を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	制度の実施	対象者への助成を引き続き実施します。	・遠距離通学（小学生4km以上、中学生6km以上）：該当なし ・樽前小学校：30人 凌雲中学校：3人	A（順調）	・遠距離通学（小学生4km以上、中学生6km以上）：該当なし ・樽前小学校：19人 凌雲中学校：4人
		73	特定地域バス通学児童交通費補助	教）学校教育課	3km以上4km未満の地域よりバス通学している小学生に、通学に要する交通費（バス定期代）の2分の1を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	制度の実施	対象者への助成を引き続き実施します。	対象者 3km以上4km未満の小学生：1人	A（順調）	対象者 3km以上4km未満の小学生：1人
		新規	小学校入学祝い給付事業	子育て応援課 教）学校教育課	小学校へ入学する児童を対象に、お祝いを給付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	制度の実施	対象者への給付を引き続き実施します。	対象者数：1,189人 給付額：35,670,000円	A（順調）	対象者への給付を引き続き実施します。

基本目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
3・それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします	1経済・済育で担家の軽減へ	74	就学援助	教)学校教育課	経済的理由により義務教育である小学校及び中学校に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行います。	制度の実施	対象者への助成を引き続き実施します。	対象者 小学生：延べ977人 中学生：延べ609人	A(順調)	対象者 小学生：延べ804人 中学生：延べ526人
		75	中学進学祝い制服等購入助成事業	子育て応援課 教)学校教育課	中学校に進学する対象児童に対し、制服等の購入費用の助成券を交付し、対象店舗で提示することで、制服等の購入費用の一部を助成します。	制度の実施	対象者への助成を引き続き実施します。	対象者数：1,448人 助成総額：21,221,000円 ※R8/4/21現在	A(順調)	対象者への助成を引き続き実施します。
		76	苫小牧市育英会・交通遺児育英会事業	教)総務企画課	経済的な理由から就学が困難な方に、奨学金等の貸与、給付により教育を受ける機会を与えます。	新規貸与・受給者数	30人	14人	B(概ね順調)	21人
		77	子どもの育児発達相談	こども家庭支援室 母子保健担当	子どもの発達や子育てに関する不安や悩みを抱えている親からの相談に保健師・発達相談員が適切な助言・指導するなどサポートしていきます。(平成28年度より5歳児発達相談事業、平成30年度よりこども相談事業を開始しました。)	相談体制	保健師や発達相談員が助言・指導する相談体制を維持します。	・1歳6か月児健診、3歳児健診等における発達相談：各健診年36回 ・5歳児発達相談：年12回 ・こども相談：年12回	A(順調)	子どもの発達や子育てに関する不安や悩みを抱えている親からの相談に保健師・発達相談員が適切な助言・指導するなどサポートしていきます。
		78	保育所等での育児相談事業	幼保施設課	地域における身近な育児相談の場として、保育所、認定こども園、小規模保育事業所において電話等による育児相談を行います。	実施園数	49園	実施園数 47園 保育所14園 認定こども園19園 小規模保育事業所14園	A(順調)	実施園数 50園 保育所13園 認定こども園23園 小規模保育事業所14園
		79	子育て情報誌の発行	幼保施設課	子育てに関する定期情報誌「のんき こんき げんき」を発行します。	設置か所数	100か所	100か所	A(順調)	100か所
	2・子育てに關する充實及情報提供	80	保育所・幼稚園等の情報提供	幼保施設課	市のホームページや「幼稚園・保育施設ガイド」、「子育てガイドブック」で、市内の保育所や幼稚園、子育てに関する各種情報を積極的に提供します。	「幼稚園・保育施設ガイド」、「子育てガイドブック」の設置か所数 内容の充実	51か所 引き続き設置先の拡大に努めます。	52か所	A(順調)	引き続き、52か所で配置します。
		81	パパママ教室	こども家庭支援室 母子保健担当	初妊婦とその夫を対象に、父親の育児参加の動機付け、また共に協力して子育てを学ぶ機会として「パパママ教室」を開催します。	参加人数	144組	131組	A(順調)	沐浴体験、妊婦疑似体験、栄養講話などの教室を年4回行います。
		82	赤ちゃん教室	こども家庭支援室 母子保健担当	2か月、7か月、12か月児を持つ保護者を対象に、育児に関する知識の普及と交流を通じた仲間づくりを推進します。	参加人数	R6年度より対象を生後2か月児に限定して実施 192組	158組 (児161名、保護者206名)	B(概ね順調)	生後2か月児を持つ保護者を対象に、子どもの発達や離乳食の進め方についての教室を毎月実施します。
		83	子育て支援講座の開催	幼保施設課	子どもの健康や子育ての方法に関する保護者の不安や悩みの解消又は軽減を図るため、子育てに関する各種講座を開催します。	参加人数	実施回数：140回 延参加世帯数：500世帯 延参加者数：1,700人	実施回数：115回 延参加世帯数：685世帯 延参加者数：1,479人	B(概ね順調)	実施回数：140回 延参加世帯数：500世帯 延参加者数：1,700人
		84	親の子育て力向上のための講座の開催	こども家庭支援室 こども相談担当	親の子育てに関する技術向上や虐待の未然防止のため、行動理論等を基にした効果的な子育ての方法について講座を開催します。	参加人数	80人	58人	B(概ね順調)	周知方法の工夫などによりニーズの掘り起こしを行います。
	3・親の子育て力の強化	85	「親子で楽しく遊ぼう」事業	幼保施設課	子育て中の親とその幼児に、親子で一緒に遊ぶふれあいの場の提供や、子どもの発達に合わせた遊び方の紹介などを行います。	参加人数	実施回数：50回 延参加世帯数：500世帯 延参加者数：1,000人	実施回数：74回 延参加世帯数：484世帯 延参加者数：1,025人	B(概ね順調)	実施回数：50回 延参加世帯数：500世帯 延参加者数：1,000人

基本目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
3 ・ そ れ ぞ れ の 家 庭 環 境 に 応 じ た き め 細 か な 支 援 を し ま す	流 の 推 進 同 士 の 交	4 86	子育てサークル等の活動の支援事業	幼施設設課	子育て中の保護者の方たちへサークル活動の場として、とまこまい子育て支援センター内の専用室「サークルルーム」を無償で提供し、子育てサークル活動等の促進を積極的に図ります。	利用件数	120件	114件	B（概ね順調）	120件
		87	親子の交流及び子育て家庭同士の交流の推進	幼施設設課	とまこまい子育て支援センターにおいて、ランチルームの開放や親子で参加できるイベントを実施し、親子の交流及び子育て家庭同士の交流を推進します。	推進体制	ランチルームの開放 イベント：年15回実施	【子育て支援センター】 ・ランチルームの開放　・イベント　計4回 【利用者支援事業】 ・転勤者あつまれ（年2回） ・ファミサポってどんなところ？（年3回） ・入所説明会（年3回） ・幼稚園・認定こども園・保育所PRポスター展（年1回）計9回	A（順調）	ランチルームの開放 イベント：年6回実施 【利用者支援事業】 転勤者あつまれ（年2回） ファミサポってどんなところ？（4回） 入所説明会（年3回） 幼稚園・認定こども園・保育所PRポスターイベント（年1回）計10回
		88	子育て短期支援事業（ショートステイ）	こども家庭支援室 こども相談担当	保護者の病気や入院、事故などにより、家庭での児童養育が一時的に困難になった場合、里親において一時的に児童を短期間預かる子育て短期支援事業を推進します。	支援体制	支援体制を維持します。	利用世帯数：13世帯 利用延べ日数：153日 契約里親数：16世帯	A（順調）	支援体制を維持します。
		89	里親制度	こども家庭支援室 こども相談担当	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった児童が、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、温かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度の普及促進を図ります。	登録里親数	制度の周知啓発を継続します。	27組（R5年度実績） ※室蘭児童相談所が公表している直近（R5年度）の実績値を記載	A（順調）	制度の周知啓発を継続します。
		90	ひとり親家庭等の相談体制の充実	子育て応援課	ひとり親家庭等の自立支援のため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	相談体制	相談体制を維持します。	ひとり親家庭等相談件数：2,377件（延べ件数）	A（順調）	相談体制を維持します。
	体 制 親 の 家 庭 等 へ の 相 談	91	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て応援課	ひとり親家庭等が安心して子育てしながら生活できるよう、一時的な家事援助や保育等のサービスを提供します。	支援体制	支援体制を維持します。	支援回数：564回	A（順調）	支援体制を維持します。
		92	ひとり親家庭学習支援事業	子育て応援課	ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況に置かれることにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねないため、大学生や教員退職者等による学習支援を実施します。	利用者数	70人	受講者数：57人	A（順調）	70人
		93	生活困窮世帯子どもの学習支援事業	総合福祉課	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施します。	利用者数	25人（定員人数）	利用者数：14人	B（概ね順調）	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施します。
		94	ひとり親家庭等医療費助成	子育て応援課	ひとり親家庭等に対し、疾病の早期治療を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	制度の実施	北海道の助成を上回る市単独の助成を引き続き実施します。	受給対象者：親：1,797人、子：2,751人 助成額：121,191,747円	A（順調）	北海道の助成を上回る市単独の助成を引き続き実施します。
	済 的 支 援 の 家 庭 等 へ の 経	95	ひとり親家庭等自立支援事業	子育て応援課	ひとり親家庭等の親の就業をより効果的に推進するため、「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練促進給付金等事業」、「高卒認定試験合格支援給付金事業」の利用を促進します。	制度の実施	対象者への給付を継続するとともに、引き続きひとり親家庭に対し周知を図ります。	自立支援教育訓練給付金：8件 高等職業訓練促進給付金：13件 高等職業訓練修了支援給付金：8件 高卒認定試験合格支援給付金：0件	A（順調）	対象者への事業周知、給付を継続します。
		96	児童扶養手当	子育て応援課	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する父又は母や、その者に代わって児童を養育している人に、児童が満18歳に到達した年度末まで手当を支給します。	制度の実施	国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。	受給者数：1,966人 支給総額：943,431,050円	A（順調）	国の制度に基づき、受給対象者に対し、引き続き手当を支給します。

基本目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
3 ・ それ ぞ かな の 支 援 庭 を 環 繞 し ま す に 応 じ た き め 細	8 ・ 重 層 的 支 援 体 制 整 備 の 推 進	97	包括的相談支援	総合福祉課	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、複雑・複合化した課題についても適切に他機関へつなぎ、さまざまな支援ニーズに対応します。	相談支援体制	相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止める体制を維持します。	【令和7年度取組状況】 地域包括支援センター 基幹相談支援センター 利用者支援事業等 生活困窮者自立相談支援機関	B（概ね順調）	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、複雑・複合化した課題についても適切に他機関へつなぎ、さまざまな支援ニーズに対応できる多機関協働仕組みづくりのため、各機関の資源・役割と主担当の明確化等を行います。
		98	地域づくり事業	総合福祉課	世代や対象の枠を超え、多様な住民が交流できる場を確保し、地域活動や孤立・孤独への支援と環境整備を一体的に実施します。	交流・活動の場所	交流や活動の場所を確保し、地域参加への支援の拡充を図ります。	【令和7年度取組状況】 一般介護予防事業 生活支援体制整備事業 地域活動支援センター事業 地域子育て支援拠点事業 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	B（概ね順調）	世代や対象の枠を超え、多様な住民が交流できる場を確保し、地域活動や孤立・孤独への支援と環境整備、活動の中であがる課題の把握について一体的に実施します。
		99	関係機関・団体との連携会議	総合福祉課	地域住民及びその世帯に対する支援を、就労・経済的理由・心身の状況などそれぞれの事情による課題を把握し、一体的かつ重層的に共有しながら必要な支援を行います。	連携体制	連携体制を維持します。	個別ケース検討連絡会議 15件 支援会議（重層）（R7新規）8件 重層的支援会議（R7新規）4件	B（概ね順調）	地域住民及びその世帯に対する支援を、就労・経済的理由・心身の状況などそれぞれの事情による課題を把握し、一体的かつ重層的に共有しながら必要な支援を行います。また、本人同意が得られないケースであっても、会議体の構成員に対して守秘義務を課された会議（支援会議）を開催することで情報を共有し、多機関で必要な支援方針を検討します。
4 ・ 仕 事 と 子 育 て の 両 立 を 支 援 し ま す	1 ・ ワ ー ク ・ ラ イ フ ・ バ ラ ン ス の 推 進	100	子育てと仕事の両立に関する法や制度の周知	協働男女平等参画室	育児・介護休暇、妊娠や出産、育児休業等を理由とした解雇その他不当な取扱いをすることの禁止などの法や制度の周知、労働時間の見直しなどの情報提供に努めます。	周知体制の充実	引き続き、両立支援や女性活躍推進に関する啓発事業を実施します。	・男女平等参画情報誌「ふりーむ」発行。併せてホームページ掲載・各公共施設・道内自治体へ配布のほか、講座受講者・市民団体等に配布 ・SNSを活用し、事業の周知を強化 ・図書資料の充実（新刊図書購入（男女平等参画誌を含む）、他機関からの情報収集） ・図書貸出し案内や男女平等参画に関する情報誌等の館内掲示 ・国立女性教育会館から男女平等に関する図書資料を借用し展示や貸出を実施	A（順調）	・男女平等参画情報誌「ふりーむ」発行。併せてホームページ掲載・各公共施設・道内自治体へ配布のほか、講座受講者・市民団体等に配布 ・SNSの活用で議場の周知を強化 ・図書資料の充実（新刊図書購入（男女平等参画誌を含む）、他機関からの情報収集） ・図書貸出し案内や男女平等参画に関する情報誌等の館内掲示
				工業雇用政策課			周知体制を維持するとともに、内容の充実を図ります。	職場改善コンサルティング事業では、育児介護休業法の改正による男性の育児取得促進のため、市内企業の就業規則改正の支援などを実施し、法の周知や取得促進を図った。	B（概ね順調）	継続して情報提供、周知を図っていきます。
		101	就労の場における母性保護などの制度の周知	工業雇用政策課	働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます。	周知体制の充実	周知体制を維持するとともに、内容の充実を図ります。	企業に対し、誰もが働きやすい職場づくりを支援する中で、産前・産後・育児休業等の各種制度の情報提供を図った。	B（概ね順調）	継続して情報提供、周知を図っていきます。

基本目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
4・仕事と子育ての両立を支援します	1・ワーク・ライフ・バランスの推進	102	仕事と家庭の両立を促進するための啓発	協働男女平等参画室	男女の固定的な役割分担意識を是正するため、広報・啓発活動や学習機会の充実に努め、家庭や地域、職場における男女平等参画を促進します。（男女平等参画情報誌「ふりーむ」の発行、男女平等参画講座・各種学習会の実施等）	各種広報・啓発活動の実施	引き続き、男女の固定的役割分担意識の是正に向け、啓発事業を実施します。	・「こころの傷を治すということ」～トラウマからの回復に必要なセラピーとは 講演会の開催：75人 ・男女平等参画情報誌「ふりーむ」発行。併せてホームページ掲載・各公共施設・道内自治体へ配布のほか、講座受講者・市民団体等に配布 ・SNSを活用し事業の周知を強化 ・図書資料の充実（新刊図書購入（男女平等参画誌を含む）、他機関からの情報収集） ・図書貸出し案内や男女平等参画に関する新聞記事等の館内掲示 ・国立女性教育会館から男女平等に関する図書資料を借出し展示や貸出を実施 ・仕事と家庭の両立を促進するための啓発的内容の講座を開催 ・男女平等参画週間に合わせて男女平等参画推進センター及び市役所1階でパネル展示を実施 ・市長とジェンダーミーティングにおいて「苫小牧の未来はもっとワクワクできる～女性の視点がひろく可能性～」(参加者31名)をテーマに講演会を実施	A（順調）	・11月「女性の人権講演会」（非営利活動法人ウイメンズ結との共催事業）を開催 ・男女平等参画情報誌「ふりーむ」発行。併せてホームページ掲載・各公共施設・道内自治体へ配布のほか、講座受講者・市民団体等に配布 ・SNSを活用し情報発信を実施 ・図書資料の充実（新刊図書購入（男女平等参画誌を含む）、他機関からの情報収集） ・図書貸出し案内や男女平等参画に関する新聞記事等の館内掲示 ・仕事と家庭の両立を促進するための啓発的内容の講座を開催 ・男女平等参画週間に合わせて男女平等参画推進センター及び市役所1階でパネル展示を実施
		103	子育てを理由に離職した女性を対象とした復職支援	工業雇用政策課	結婚、出産、子育てを理由に離職した女性の復職の支援に努めます。	復職支援対象者	新規就職者数を維持します。	出産・子育て等を理由に離職し、再就職を希望している方を対象に、託児付きでセミナーや各種研修と職場実習を行い職場復帰を図った。 就職者数：22人 セミナー参加数：75人	B（概ね順調）	継続して女性の復職を支援していきます。 就職者目標：32人 セミナー参加者目標：110人
		104	父親への子育て支援	こども家庭支援室 母子保健担当	父親が育児に関心を持ち、理解を深めて積極的に育児をすることで、夫婦間で良好な関係を築きながら、子育てができることを促します。	育児教室参加組数	60組	51組	A（順調）	保育士による親子遊びや絵本の紹介、保健師による事故予防の講話等の内容で年2回実施します。
	2・多様なニーズに対する保育サービスの充実	105	乳児保育事業	こども政策課	女性の就労増加や就労形態の変化により、1歳未満児の保育に対する社会的要請が増大しているため、乳児保育の充実に努めます。	実施園数	44園	43園	A（順調）	44園
		106	一時預かり事業	幼保施設課	保護者の就労形態の多様化や疾病などのやむを得ない事由や保護者の育児疲れなどの解消に対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる一時預かりを推進します。	実施園数	8か所	7か所	A（順調）	8か所
		107	病児・病後児保育事業	幼保施設課	病気の「回復期に至らない場合」又は病気の「回復期」にあって、集団での保育が困難な児童を預かる病児・病後児保育事業を推進します。	実施か所数	5か所	5か所 延利用者数36人 （体調不良児型はか所数には含み、利用者数には含めない）みその・ファミサポ分	B（概ね順調）	5か所
		108	延長保育事業	幼保施設課	保護者の労働形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、通常の開所時間（午前7時30分～午後6時30分）を前後30分又は後ろ30分延長して開所する延長保育を推進します。	実施園数	13園	13園	A（順調）	13園
		109	休日保育事業	幼保施設課	保護者の休日就労等に対応するため、日曜・祝日等においても開所する休日保育を推進します。	実施園数	3園	3園	A（順調）	3園
		110	広域保育事業	幼保施設課	保育を必要とする児童を居住地の市町村以外の保育所等に相互入所させる、広域入所を実施します。	制度の実施	広域保育事業を引き続き実施します。	管外入所児童数：23人 管外受入児童数：4人	A（順調）	広域保育事業を引き続き実施します。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
5・地域で 支えあい 安心して 子育てが できる 環境を つくり ます	上 の 地 域 の 支 援 育 て 充 力 実 向	111	出前講座の開催	幼保施設課	地域の子育て力の向上を図るため、乳幼児の発達や育児の方法等について出前講座を行います。	開催数	実施回数：2回	実施回数：0回 参加人数：0人 サークル交流や情報交換を目的とした代表者交流会を実施（年1回）	B（概ね順調）	実施回数：2回
		112	子育てサークル活動助成事業	幼保施設課	子育てをしている方の不安や孤立感を解消するため、子育て支援活動を実施している団体に対し、その活動を支援します。	助成額	子育てサークル団体への助成額を現行の水準で維持します。	15,000円 （補助団体6団体 補助額90,000円）	B（概ね順調）	子育てサークル団体への助成額を現行の水準で維持します。
		113	子育て支援グループへの支援	協働男女平等参画室	地域の子育て団体等の学習活動を支援します。	支援団体数	引き続き、地域の子育て団体等の学習活動を支援します。	・女性団体等学習援助事業 1件 学習援助事業の利用は1件にとどまったが、主催・共催問わず、男女平等参画推進センターで実施するすべての事業で託児実施した。	B（概ね順調）	・地域の子育て団体等の学習活動を支援（女性団体等学習援助事業）
	2・地域 におけ る子 育 て の 相 談・ 交 流 の 充 実	114	乳幼児のための交流事業の開催	こども若者支援課	児童センターにおいて、乳幼児と保護者を対象に月1回とまべータイムを開催します。また、幼児と保護者を対象に週1～2回の設定遊びを開催することで、親子や保護者同士の交流を図り、子育て支援を推進します。	開催回数	とまべータイム：84回 乳幼児交流会：430回	とまべータイム：84回 乳幼児交流会：186回	A（順調）	継続して実施します。
		115	異年齢児・世代間交流事業	幼保施設課	園児と地域の児童やお年寄りが、地域行事などを通じて共同活動を行ったり、伝承遊びを行うなどの交流活動を推進します。	実施園数	保育所・幼稚園・認定こども園全国（38園）	保育所・幼稚園・認定こども園全国（38園）	A（順調）	保育所・幼稚園・認定こども園全国（37園）
		116	地域子育て支援拠点事業	幼保施設課	保育所の子育てルームやとまこまい子育て支援センターにおいて、子育てしている親とその乳幼児を対象に、交流の場の提供、子育ての相談や援助、子育て関連の情報提供や講習会の開催などを行うとともに、子育てサークルの育成支援など地域のネットワークづくりを推進します。	制度の実施	ブレイルーム 登録世帯数：1,800世帯 延利用者数：27,000人	ブレイルーム 登録世帯数：1,422世帯 延利用者数：19,252人	B（概ね順調）	ブレイルーム 登録世帯数：1,800世帯 延利用者数：27,000人
		117	ファミリー・サポート・センター事業	幼保施設課	子育てについて援助を受けたい人と援助をしたい人により会員組織をつくり、地域の人が相互に子育て家庭を支援していくファミリー・サポート・センター事業を推進します。	支援体制	支援体制を維持します。	活動件数：1,287件	A（順調）	支援体制を維持します。
		118	利用者支援事業（特定型）	幼保施設課	子育て家庭のニーズに合わせて、認定こども園・幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるよう、専任職員が情報提供や相談・援助を行う利用者支援事業を推進します。	制度の実施	引き続き実施します。	引き続き、こども育成課窓口、支援センターに利用者支援員を配置し、児童センター等への出張相談、転勤者向けのイベント、北私幼イベントへの参加、幼稚園・保育施設PRポスター展、入所説明会等のイベントを実施します。 【令和7年度実績】延べ相談件数1,293件	A（順調）	引き続き、幼保施設課窓口、支援センターに利用者支援員を配置し、児童センター等への出張相談、転勤者向けのイベント、北私幼イベントへの参加、幼稚園・保育施設PRポスター展、入所説明会等のイベントを実施します。
		119	子ども・若者支援地域協議会	こども若者支援課	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども及び若者に対する支援を、関係機関等と連携し、効果的かつ円滑に行う体制を構築します。	連携体制	連携体制を維持します。	代表者会議（年1回） 実務者会議・研修会（年2回）	A（順調）	連携体制を維持します。
		120	子ども・若者なんでも相談案内「KOWAKA」の充実	こども若者支援課	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、必要とする支援先につなぐことが可能となるよう相談体制の充実を図ります。	相談体制	相談体制を維持します。	相談件数：43件	A（順調）	相談体制を維持します。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
5・地域で 支えあい 安心して 子育てが できる環 境をつく ります	3・子ども の健全育 成の推進	121	幼児・児童の健康増進事業	スポーツ都市推進課	幼児・児童を対象として、総合体育館や川沿公園体育館で、こども運動教室などを開催し、幼児・児童の健康増進と健全育成を推進します。	実施回数 参加人数	実施回数：50回 参加人数：600人	実施回数：66回 参加人数：446人	B（概ね順調）	継続して実施する。
		122	児童センターの利用促進	こども若者支援課	児童の健康を増進し、豊かな情操を育みます。中学生・高校生にとっての居場所機能を強化することにより、児童センターの利用促進を図るとともに、近隣の中学校・高校や地域との連携に努めます。	来館者数	153,000人	183,544人	A（順調）	Instagramによる情報発信
		123	放課後子ども総合プラン	こども若者支援課 教）総務企画課	次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型実施について継続して検討します。	実施校の数	地域の特色などを生かした放課後子供教室の開催を1校で通年実施します。また、希望のある放課後児童クラブへ講師派遣を行うなど一体型実施に向けて連携した取り組みを行います。	樽前小学校にて10回実施したほか、拓勇小学校、拓進小学校で2回実施	B（概ね順調）	樽前小学校にて年10回の開催を予定しているほか、他校（複数校）での実施を予定しています。
		124	中学校部活動の地域移行の推進	教）学校教育課	地域人材の活用や組織・団体との連携により、中学校部活動の地域移行を推進します。	中学校部活動の地域移行の推進	すべての中学校部活動の実施主体が地域に完全移行することを目指します。 R6 個人競技種目の地域移行 球技種目の拠点校方式導入 R7～9 個人競技種目の地域移行の軌道化 球技種目の拠点校方式の拡大・成熟 他競技の地域移行実現 R10～ すべての部活動の地域移行化	部活動を地域移行した団体 6クラブ（8部活動）	B（概ね順調）	個人競技種目の地域移行の軌道化 球技種目の拠点校方式の拡大・成熟 認定地域クラブ活動への補助金の交付
		125	健全育成広報誌発行	こども若者支援課	1年間の主な健全育成事業結果を「青少年だより」としてまとめ、各町内会・学校等に配付します。	発行部数	161部（市内小中学校38校(1部は植苗)、胆振管内高等学校15校、市内児童センター7か所、町内会82、苫小牧市子ども会育成連絡協議会役員19人）	161部	A（順調）	継続して実施します。
		126	「希望の鐘」吹鳴	こども若者支援課	青少年育成の願いを込め、防災行政無線屋外スピーカー（25か所）から「希望の鐘」を1日3回吹鳴します。	吹鳴体制	吹鳴体制の維持	防災行政無線屋外スピーカーから（25か所）から「希望の鐘」を1日3回吹鳴	A（順調）	継続して実施します。
	4・子ども の啓発権 利の普及・	127	道徳教育の推進	教）指導室	子どもたちが自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己や人間としての生き方について考えを深めることができる授業改善に取り組みます。	調査の結果	道徳の授業で、自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合が小学校90%、中学校90%。	授業改善に向けて、道徳推進パッケージを作成し、研修会や研修講座、SV・AD・LITによる公開授業等を行いました。 道徳の授業で、自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合 小学校 89.3% 中学校 92.7%。	A（順調）	子どもたちが自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己や人間としての生き方について考えを深めることができる授業改善に取り組みます。
		128	人権教育の充実	教）指導室	子どもたちの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生、及びジェンダー平等の実現に向けた環境づくりの推進に取り組みます。	実施校数	男女混合名簿を活用している学校が37校（校／全37校）とします。	男女混合名簿を活用している学校（31校／37校）	B（概ね順調）	子どもたちの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生、及びジェンダー平等の実現に向けた環境づくりの推進に取り組みます。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
5・地域で 支えあい 安心して 子育てが できる環 境をつく ります	5・安全 安心な まちづく りの推 進	129	公園のリニュー アル化	緑地公園課	古い公園の遊具などをリニューアルし、子どもた ちに環境の良い遊び場を提供します。	遊具などのリ ニューアル化	緑葉公園、青葉中央公園、泉町1丁目公園、音羽1丁 目公園、こぐま公園、新中野2丁目公園、なかよし公 園、錦岡東5号公園、オーシャンヒルズ2号公園、花 畔公園、清流公園、拓勇公園、錦大沼公園、矢代1 号公園、緑ヶ丘公園、日の出2丁目公園、双葉3丁目 公園、緑町2丁目公園、澄川公園、西町公園、花園1 丁目公園、沼ノ端南9号公園、美園2丁目公園、見山 2丁目公園、若草公園、元町公園、勇払4号公園、勇 払5号公園、日吉2丁目公園、日吉4丁目公園、光洋3 丁目公園、美園3丁目公園	こぐま公園、新中野2丁目公園、なかよし公園、 音羽1丁目公園	A（順調）	錦岡東5号公園、双葉3丁目公園、若草公園、泉町1丁目公園、 青葉中央公園、見山2丁目公園、清流公園、花畔公園、緑葉公 園、拓勇公園、錦大沼公園、沼ノ端南9号公園、沼ノ端北1号 公園、沼ノ端北3号公園、沼ノ端北5号公園、沼ノ端北6号公 園、沼ノ端北10号公園、ウトナイ2号公園
		130	公営住宅の建替 事業の推進	市営住宅課	老朽化し手狭な市営住宅の建替えにおいて、子育て にも対応できる、ゆとりのある住宅づくりに努めま す。【平成26年度から日新団地の建替事業に着手】	建設棟・戸数	・日新団地 13棟552戸の建替完了 ・光洋団地 1棟80戸の建替	・日新団地 1棟24戸の建設 ・日新団地 1棟30戸の建設着手	A（順調）	・日新団地 1棟30戸の建設
		131	安心安全な道路 整備	道路建設課 維持課 学校教育課	人にやさしい街づくりを目標に、安心・安全に配慮 した通学路の交通安全対策、除雪体制の充実などを 推進します。	対象路線の整 備 除雪体制の充 実	通学路等の交通安全対策を引き続き実施します。	豊川小学校ほか2校の交通安全対策に努めた。 的確な除雪作業実施判断を行い、登校時間まで の除雪作業完了に努めた。	A（順調）	小・中学校の通学路等の交通安全対策を引き続き実施します。 引き続き除雪体制の充実を図ります。
		132	街路灯整備	地域活動支援室	夜間の犯罪、事故を防止し、通学路などの安全を確 保するため、幹線道路に街路灯を設置するととも に、生活道路に街路灯を設置した町内会などに助成 します。	制度の実施	要望に応じた街路灯の設置、町内会等への設置補助 金の交付を引き続き実施します。	町内会が新設した街路灯（防犯灯）22基、改修 を行った11基に対し補助金を交付	B（概ね順 調）	令和8年度から街路灯（防犯灯）の設置、維持管理等を市が行 うこととなったことから、設置補助金は廃止となる。
	6・安心 して外 出で きる環 境の 整備	133	市主催事業等 での託児の実施	協働男女平等参画 室	講演会、学習会など市主催の事業において託児を実 施し、子育てする親の文化活動等を支援します。	託児の実施	託児を引き続き実施するとともに、子育て家庭の事 業参加の促進を図ります。	・男女平等参画推進センター主催・共催の全 ての事業で託児実施	A（順調）	・男女平等参画推進センター主催・共催の全ての事業で託児実 施
		134	公共施設のバ リアフリー化の 推進	建築課	苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、子育て家 庭が安心して利用できるトイレ整備のほか、公共施 設等のバリアフリー化を推進します。	バリアフリー 化	公共施設の新設や既存施設の改修時に、バリアフ リー化を引き続き実施します。	・植苗小中学校大規模改修主体工事(R6-R7) ・令和6年度日新団地市営住宅1号棟(3F24戸)新 築主体工事(R6-R7) ・令和7年度日新団地市営住宅3号棟(3F30戸)新 築主体工事(R7-R8)	A（順調）	・令和7年度日新団地市営住宅3号棟(3F30戸)新築主体工事 (R7-R8) ・大成小学校改築主体工事（A工区） ・大成小学校改築主体工事（B工区） ・苫小牧市立いとい北保育園建替主体工事
				設備課			公共施設の新設や既存施設の改修時に、バリアフ リー化を引き続き実施します。	・令和7年度日新団地市営住宅3号棟(3F30戸)新 築衛生設備工事(R7-R8) ・令和7年度日新団地市営住宅3号棟(3F30戸)新 築証昇降機設備工事(R7-R8) ・住吉町市営住宅(2-3-3,2-3-4)昇降機設備改修 工事 ・明徳町市営住宅(4-8-4,4-8-5)昇降機設備改修 工事	A（順調）	・大成小学校改築衛生設備工事(R8-R9) ・大成小学校改築昇降機設備工事(R8-R9) ・苫小牧市立いとい北保育園建替機械設備工事(R8-R9)

基本目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
5・地域で支えあい安心して子育てができる環境をつくります	6・安環境を整外出でき	134	公共施設のバリアフリー化の推進	障がい福祉課	苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、子育て家庭が安心して利用できるトイレ整備のほか、公共施設等のバリアフリー化を推進します。	バリアフリー化	引き続き、苫小牧市福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設等のバリアフリー化の推進を継続します。	日新温水プール出入口段差解消工事	B（概ね順調）	文化交流センター身障者駐車スペース改修工事
		135	空気もおいしい施設認定事業	健康づくり課	敷地内禁煙又は屋内禁煙としている市内に所在する飲食店や事業所などの施設を「空気もおいしい施設」として認定し、認定証とステッカーを交付します。	認定施設数	100施設	令和7年度は合計3施設を認定し、令和7年度末時点での総認定施設数が74施設となりました。	B（概ね順調）	健康づくり課のイベントなどで本事業の啓発を行うほか、関係企業への声掛けや、苫小牧商工会議所をとおして市内企業に案内文書を送付していただくなど、広く啓発活動を行います。
	7・子どもの交通安全の確保	136	交通安全教室	地域活動支援室	交通安全指導員が保育所・幼稚園・小学校・町内会などに出向き、交通安全教室を開催します。	実施回数	320回	281回	B（概ね順調）	320回
		137	交通安全啓発の実施	地域活動支援室	市広報紙への掲載や家庭訪問などにより、交通安全の啓発を推進します。	運動期間の広報掲載回数 家庭訪問による啓発活動実施回数	6回 14回	6回掲載 小中学校全校に配布 17回訪問 全小中学校 市内全高等学校	B（概ね順調）	6回 12回
		138	巡回広報・早朝啓発の実施	地域活動支援室	毎月1日・15日に、登校時間に合わせて市内を巡回広報し、交通安全の啓発を推進します。	巡回広報体制	巡回広報体制を維持します。	27回実施 巡回広報体制を維持	B（概ね順調）	巡回広報体制を維持します。
		139	登校時街頭指導	地域活動支援室	交通安全指導員が登校時間に通学路に立ち、交通安全指導を行います。	指導体制	指導体制を維持します。	指導体制を維持	A（順調）	指導体制を維持します。
		140	交通安全施設整備事業	地域活動支援室	横断歩道灯、横断歩道防護柵、通学路標識、幼児ゾーン標識、スクールゾーン大型表示板などを設置します。	設備の更新体制	設備の更新体制を維持します。	時間規制大型標識：3基 設備の更新体制を維持	B（概ね順調）	大型標識：8基 小型標識：2基 横断歩道等表示板：8基
	8・青少年の非行対策の推進	141	広報誌発行	こども若者支援課	青少年の健全育成に対して、家庭・学校・地域・関係機関が一体となった取り組みを推進するため、広報誌「少年指導センターだより」を小学校・中学校・高校・関係機関に配付します。	発行回数	年3回	年3回	A（順調）	継続して実施します。
		142	関係機関・団体との情報交換	こども若者支援課	青少年の問題行動に対応するため、警察署や小学校・中学校・高校生徒指導連絡協議会等の関係機関・団体と情報交換を行います。	連携体制	小学校生徒指導連絡協議会 中学校生徒指導連絡協議会 高等学校生徒指導連絡協議会 五地区広域指導連絡協議会 胆振東部青少年指導連絡会議	小学校生徒指導連絡協議会（5回） 中学校生徒指導連絡協議会（9回） 高等学校生徒指導連絡協議会（2回） 五地区広域指導連絡協議会（1回） 胆振東部青少年指導連絡会議（2回）	A（順調）	連絡体制を維持します。
		143	巡回活動の実施	こども若者支援課	巡回活動を通して非行の実態を把握するとともに、状況を分析し効果的な指導を行うためのマニュアルを策定し、非行の未然防止・早期発見・早期指導につながる活動を推進します。	巡回体制の維持	2班集体制での通常巡回に加え、夜間、祭典等で巡回を実施します。	街頭指導 年間561回 2班集体制での通常巡回に加え、夜間巡回や祭典巡回などを実施	A（順調）	巡回体制を維持します。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
5 で、地 域で できる 支援 環境 をい つ安 くし て子 育	9 ・子 ども の犯 罪被 害防 止	144	「こどもSOSの家」運動の推進	こども若者支援課	変質者・不審者から子どもを守るため、全市的な取り組みとして、「こどもSOSの家」の推進に努めます。	事業の推進	店舗を中心に協力を呼びかけ、子どもたちが駆け込みやすい場所の確保に努めます。	新規協力（個人4件、事業所6件） 配布枚数2,288枚	A（順調）	新規協力事業所拡大に取り組みます。
		145	防犯啓発事業	地域活動支援室	安心なまちづくりのため、「防犯だより」の発行、地域防犯巡回パトロール・出前講座を行います。	啓発活動の実施	「防犯だより」年6回発行 地域パトロール実施回数：年6回 出前講座実施回数：年12回 歳末地域安全運動市民集会実施 自主防犯組織の活動支援 ながらみまもりタイ！活動実施	「防犯だより」年6回発行 地域パトロール実施回数：年6回 出前講座実施回数：年9回 歳末地域安全運動市民集会実施 自主防犯組織の活動支援 啓発活動を引き続き実施	B（概ね順調）	「防犯だより」年6回発行 地域パトロール実施回数：年6回 出前講座実施回数：年12回 歳末地域安全運動市民集会実施 自主防犯組織の活動支援 ながらみまもりタイ！活動実施 ながらみ守りワン！活動実施
		146	小学生帰宅時刻案内放送	こども若者支援課	市内全域の防災行政無線屋外スピーカーを利用し、小学生の帰宅時刻に関する案内放送を行います。	放送体制	放送体制の維持	防災行政無線屋外スピーカーから（125か所）小学生帰宅時刻案内放送を実施。令和7年4月1日より、新たに作成した音源に変更した	A（順調）	放送体制を維持します。
6 ・一 人ひ とりの 子 ども の特 性 に配 慮し たき め細 かな 支 援を より充	1 ・児 童 虐 待 防 止 に 対 する 対 策	147	要保護児童対策地域協議会	こども家庭支援室 こども相談担当	児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行うために「要保護児童対策地域協議会」との連携を強化し、関係機関によるケース検討会議や実務者会議を開催します。	連携体制	連携体制を維持します。	要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議 開催数：49回 対象児童数：84人	A（順調）	連携体制を維持します。
		148	児童相談体制の充実	こども家庭支援室 こども相談担当	増加する児童虐待相談に対応するため、また、児童虐待の未然防止、早期発見かつ適切な対応が可能となるよう相談体制の充実を図ります。	相談体制	児童相談体制を維持します。	家庭児童相談件数：1,507件	A（順調）	児童相談体制を維持します。
		149	こども相談センターにおける児童虐待対応体制の充実	こども家庭支援室 こども相談担当	苫小牧市子ども家庭総合支援拠点と室蘭児童相談所苫小牧分室が複合する施設を整備し、児童虐待対応体制の強化を図ります。	児童虐待対応体制	苫小牧市こども相談センター（こども相談担当と室蘭児童相談所苫小牧分室が複合する施設）で、児童虐待対応体制の強化を図ります。	面接訪問同行：263回 北海道室蘭児童相談所との緊密な連携のもとで児童相談所に相談しました。	A（順調）	苫小牧市こども相談センター（こども相談担当と室蘭児童相談所苫小牧分室が複合する施設）で、児童虐待対応体制の強化を図ります。
		150	児童虐待防止の出前講座	こども家庭支援室 こども相談担当	児童虐待の予防・防止や発見時の早期通報の重要性を市民に理解してもらうため、出前講座を通じて児童虐待の現状や事例などを紹介しながら、未然防止や緊急通報などの周知を図ります。	実施体制	出前講座実施体制を維持します。	実施回数：1回	A（順調）	出前講座実施体制を維持します。
		151	児童虐待に対する専門性の向上	こども家庭支援室 こども相談担当	児童の関係者に対して、虐待について理解し、対処方法等を学ぶための研修会等を開催し、虐待に関する知識の普及を図ります。	研修実施体制	児童虐待研修の実施体制を維持します。	要保護児童対策地域協議会 代表者会議1回 実務者会議18回	A（順調）	児童虐待研修の実施体制を維持します。
		152	児童相談所との連携強化	こども家庭支援室 こども相談担当	一時保護等の実施が適当であると判断した場合など児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるほか、定期的な会議の実施により連携強化を図ります。	連携体制	連携体制を維持します。	児童相談所送致件数：22件	A（順調）	連携体制を維持します。
		153	子育て世帯訪問支援事業	こども家庭支援室 こども相談担当	子育ての支援が必要と認められる家庭に、支援員が家庭訪問し、養育に関する援助・助言を行います。家事等の負担軽減が必要な18歳未満の子どもがいる家庭に、支援員が訪問し、子どもの担っている家事や家族の世話をを行います。（ヤングケアラー家庭等含む）	支援体制	支援体制を維持します。	支援回数：222回	A（順調）	支援体制を維持します。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
6 ・一人ひとりの子どもの特性に配慮したきめ細かな支援をより充実します	2・D V（ド メ ス テ ィ ッ ク ・ バ イ オ レ	154	相談体制の充実	協働男女平等参画室	夫などからの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護を要する女性及び同伴する児童の相談を受けるとともに、警察や民間シェルターなど関係機関と連携をしながら、被害者の保護支援を図ります。	相談体制	引き続き、「配偶者暴力相談支援センター」の相談体制を維持します。 また、困難を抱える女性の相談支援を実施します。	・配偶者暴力相談支援センターの相談員2名体制を維持 ・女性相談件数：447件 ・女性相談援助センター等への入所件数：14件 ・託児付相談、希望に応じた夜間相談の実施 ・地域女性活躍推進事業（つながりサポート型）実施	A（順調）	・相談体制の維持 ・託児付相談の維持 ・希望に応じた夜間相談の実施
					弁護士による法律相談を実施します。	相談体制	引き続き、弁護士による法律相談支援体制を維持します。	・弁護士による法律相談の実施：22人 ・一般相談：面談なし、電話5件、メール2件	A（順調）	・弁護士による法律相談の実施：7月・11月・3月3回実施
		155	民間シェルターへの支援	協働男女平等参画室	ドメスティック・バイオレンス等の被害女性やその子どもの保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。	支援体制	引き続き、DV被害者等の一時保護を行う民間シェルターの維持、運営にかかる経費の一部を補助するとともに、民間シェルター退所以降も被害者に対して切れ目のない支援を行います。	・民間シェルターの運営費の一部として、家賃並びに車両保管料の実支出額を補助（交付額2,200,000円） ・民間シェルターを利用後、切れ目のない支援を行うため、DV被害者等のアフターサポート業務及びDV被害者等自立支援業務を委託（委託費4,354,000円）	A（順調）	・民間シェルターへの支援体制の維持 ・DV被害者等アフターサポート業務及び自立支援業務
3 ・障がい児の発達支援の充実		156	障がい児相談	こども家庭支援室 発達支援担当	障害児通所支援や障害福祉サービス利用のための相談支援事業をはじめ、児童の発達や障がいに関わる相談をします。	相談体制	相談支援を引き続き実施します。	相談件数 未就学児：424件（親子教室は除く） ※親子教室(593件)を含むと1017件 就学児29件 相談支援利用計画作成件数：243件 モニタリング：445件	A（順調）	発達に遅れや心配のある子どもの保護者が安心して相談できる相談窓口の運営を実施します。
		157	就学相談	教）指導室	幼稚園児等就学前の障がいの疑いのある子どもへの就学相談や教育相談を行います。	相談体制	特別支援教育相談員・こども育成課職員及び指導主事の複数体制で障がいの疑いのある子どもへの就学相談・教育相談を実施します。	障がいの疑いのある子どもの就学や教育についての相談を行いました。 相談件数：14件	B（概ね順調）	特別支援教育相談員・幼保施設職員及び指導主事の複数体制で障がいの疑いのある子どもへの就学相談・教育相談を実施します。
		158	障がい児の通所支援	こども家庭支援室 発達支援担当	障がいのある幼児・児童に対し、通所により日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。	利用回数	児童の年齢や発達の状況に合わせ、必要な療育支援を実施します。	月平均利用回数 未就学児：1.6回(予定数2.0回) 就学児：2.3回（予定数2.6回） ※児童の年齢等により利用回数が異なる。	B（概ね順調）	児童の年齢や発達の状況に応じた適切な療育支援を実施します。
				障がい福祉課	障がいのある幼児・児童に対し、民間事業所の利用を含め、当該通所支援の利用機会の確保を図ります。	事業所数	苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会と連携しながら、引き続き、通所支援の利用機会の確保を図ります。	42か所、延べ10,187名 ・発達支援部会の開催 ・通所施設に関する連絡協議会の実施	B（概ね順調）	制度の周知を図るとともに、対象者への助成を引き続き実施します。
		159	障がい児自立支援給付事業	障がい福祉課	障がいのある幼児・児童に対し、居宅介護、補そう具交付、短期入所等の支援に対する経費を給付します。	制度の実施	対象者への自立支援給付を引き続き実施します。	事業者数： （居宅介護）46か所 （短期入所）12か所 1月あたりの平均利用者数： （居宅介護）2.92人/月 （短期入所）1.75人/月 補装具：106件 日常生活用具：73件	B（概ね順調）	制度の周知を図るとともに、対象者への助成を引き続き実施します。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
6 ・ 一 人 ひ と り の 子 ど も の 特 性 に 配 慮 し た き め 細 か な 支 援 を よ り 充 実 し ま す	3 ・ 障 が い 児 の 発 達 支 援 の 充 実	160	地域支援	こども家庭支援室 発達支援担当	児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村 中核子ども発達支援センターとして、発達に遅れや 心配のある幼児（児童）について、親子相談を行いま す。また、所属機関からの希望により、保育所な どや学校、通所支援事業所を巡回し、助言や相談に 応じます。	支援回数	地域支援を引き続き実施します。	個別支援：33回 （支援対象33人） クラス支援：26回 （支援対象65人）	A（順調）	困り感を抱く子どもたちが、園でより楽しく意欲的に過ごせる ように、園からの相談に応じていきます。
		161	医療的ケア児等 支援事業	こども家庭支援室 発達支援担当	医療的ケア児相談室を設置し、医療的ケア児及びそ の家族（以下、「医療的ケア児等」という）に対 し、専門的な視点からの助言や他機関との連携など 支援体制の整備に努めます。	支援体制	医療的ケア児等からの相談への助言、関係機関との 連絡調整、医療的ケア児支援のための協議の場の設 置や研修会の開催など、きめ細かな支援を実施しま す。	○支援件数(来所・訪問・電話等) ・保護者支援～109件 ・学校・保育園・幼稚園との連携・支援～59件 その他関係機関等(通所事業所・訪問看護ステ ーション等)との連携・支援～104件	B（概ね順 調）	医療的ケア児等からの相談への助言、関係機関との連絡調整、 医療的ケア児支援のための協議の場の設置や研修会の開催な ど、きめ細かな支援を実施します。
		162	医療的ケアが必 要となる子ども の保育所等への 受け入れ	幼保施設課	日常的に医療的ケアを必要とする子ども（以下「医 療的ケア児」という。）の保育ニーズに対応するた め、「医療的ケアの範囲」、「受入れ対象」、「受 け入れ体制」等の検討を進めます。	医療的ケア児 受け入れ	課題等について協議を進め、医療的ケア児の受け入 れができるよう環境を整備します。	・検討部会を設置し2回の審議を実施。策定中の ガイドラインを用いた試験的な受入作業（令和8 年4月入所：3名）を実施 ・令和8年3月31日に「医療的ケア児の保育所等 受入ガイドライン」を策定	B（概ね順 調）	・実運用を通じたガイドラインのブラッシュアップの実施 ・入所希望者に対する受入調整・選考事務の継続実施
	4 ・ 障 が い 児 の 家 庭 へ の 経 済 的 支 援	163	特別支援学級通 学通級児童生徒 付添者交通費補 助	教）学校教育課	特別支援学級などに通学・通級する児童生徒の登下 校の送迎をするために、バス又は自家用車を利用す る保護者などに、送迎に要する交通費を助成しま す。	制度の実施	対象者への助成を引き続き実施します。	小学校：車利用9人 中学校：車利用3人	A（順調）	小学校：車利用9人 中学校：車利用2人
		164	重度心身障がい 者（児）医療費 助成	障がい福祉課	重度心身障がい者（児）に対し、疾病の早期治療 を促進し、健康の保持・増進を図ることを目的に、医 療費の一部を助成します。	制度の実施	制度の周知を図るとともに、対象者への助成を引き 続き実施します。	重度心身障害者医療費助成の資格認定件数： 4,314人	B（概ね順 調）	制度の周知を図るとともに、対象者への助成を引き続き実施し ます。
		165	障害児福祉手当	障がい福祉課	在宅の重度障がい児に対して、その重度の障がいの ために生じる特別の負担を軽減するため、手当を支 給します。	制度の実施	制度の周知を図るとともに、対象者への支給を引き 続き実施します。	受給者数：93人※3月末時点受給者数 支給総額：17,666,760円	B（概ね順 調）	制度の周知を図るとともに、対象者への助成を引き続き実施し ます。
		166	特別児童扶養手 当	障がい福祉課	精神又は身体に障がいのある児童を養育している方 に、手当を支給することにより福祉の増進を図りま す。	制度の実施	制度の周知を図るとともに、対象者への支給を引き 続き実施します。	受給者数：443人	B（概ね順 調）	制度の周知を図るとともに、対象者への助成を引き続き実施し ます。
	5 ・ 障 が い 児 の 教 育 ・ 保 育 の 充 実	167	障害児保育事業	幼保施設課	保育を必要とする心身に障がいのある児童を保育所 及び認定こども園に入所させ、健常児との集団保育 を通じて、障がい児の成長発達の促進を図る障害児 保育を推進します。	実施園数	市内の対象園（幼児）全てに補助金交付を引き続き 実施します。	・補助園数：21園 ・補助対象児童数：56名	A（順調）	市内の対象園（幼児）全てに補助金交付を引き続き実施しま す。
		168	保育所等訪問支 援事業	こども家庭支援室 発達支援担当	保護者との契約のもと、障がい児の療育経験のある 職員が保育所などを2週間に1回程度訪問し、保育 所などのスタッフに対し、児童が集団生活に適應す るための専門的な支援を行います。	訪問回数	児童の発達状況に合わせ、集団生活への適応を促す よう支援します。	0回(支援人数：0人) ※通所支援又は巡回相談へのニーズが高く、保 育所等訪問支援を希望する保護者がいないた め。	B（概ね順 調）	希望に応じて、児童の発達状況に配慮しながら、集団生活への 適応を促すように支援をします。
		169	私立幼稚園等障 害児教育補助	幼保施設課	心身に障がいのある幼児を就園させ、健常児ととも に幼児教育を積極的・継続的に行う私立幼稚園等の 設置者に、補助金を交付します。	制度の実施	市内の対象園（幼児）全てに補助金交付を引き続き 実施します。	・補助園数：9園 ・補助対象児童数：16名	A（順調）	市内の対象園（幼児）全てに補助金交付を引き続き実施しま す。
		170	幼稚園等特別支 援教育相談事業	教）指導室（子ど も支援室） 幼保施設課	幼稚園等に通う、発達に遅れや、心身に障がいのある 幼児の小学校就学に向けての相談等を幼稚園等に 訪問し実施します。	相談体制	特別支援教育相談員、健康こども部こども育成課幼 児教育支援員、指導主事の複数体制で幼稚園等の訪 問を行い、早期からの特別支援の充実を推進しま す。	指導主事、子ども支援室「あかり」の相談員、 健康こども部こども育成課幼児教育支援員とと もに幼稚園・保育所を訪問しました。 訪問相談件数：4件	B（概ね順 調）	特別支援教育相談員、こども未来部幼保施設課幼児教育支援 員、指導主事の複数体制で幼稚園等の訪問を行い、早期からの 特別支援の充実を推進します。

基本 目標	区分	No.	施策名	担当課	内容	評価 指標	目標値 (令和11年度)	令和7年度取組状況	評価	令和8年度実施予定
6 た・一 きめ人 細かな ひとりの 支援を 子ども の特性に 配慮し	6 ・特別 支援教 育の推 進	171	特別支援教育 コーディネー ターの充実	教)指導室	各市立小・中学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、関係機関との連携を図ります。	連携体制	障がいのある又は疑いの児童生徒の支援等に関する学校間の連携を目的に、学校教育力向上特別支援部会を推進するなど、引き続きコーディネーターの専門性を高める研修会を推進します。	障がいのある又は疑いの児童生徒の支援等に関する学校間の連携を目的に、学校教育力向上特別支援部会を推進しました。 特別支援部会の実施回数：50回 特別支援教育コーディネーター向け研修：1件	B（概ね順調）	障がいのある又は疑いの児童生徒の支援等に関する学校間の連携を目的に、学校教育力向上特別支援部会の開催を推進し、引き続きコーディネーターの専門性を高める研修会を推進します。
		172	特別支援教育支援員の配置	教)指導室	市立小・中学校に対し、特別支援教育支援員を配置します。	特別支援教育支援員の配置	市立小・中・義務教育学校に、特別支援教育支援員を複数人配置します。	47人配置 小学校：28人 中学校：16人 院内学級：1人 子ども支援室あかり：2人	B（概ね順調）	市立小・中・義務教育学校に、特別支援教育支援員を配置するとともに、学校のニーズに応じ複数人配置を目指します。
		173	特別支援教育を 充実させるための 全教員の専門 性向上	教)指導室	特別支援教育の充実のため、市内小中学校すべての教員に対して、特別支援教育に関する研修を実施し、専門性の向上を図ります。	特別支援教育に関する研修受講割合	過去5年間に特別支援教育に関する研修を受講した教員の割合100%を目指し、学校内外での研修の機会をより多く設定し、実現を図ります。	過去5年間に特別支援教育に関する研修を受講した教員の割合 67%（R6 72%）	B（概ね順調）	過去5年間に特別支援教育に関する研修を受講した教員の割合100%を目指し、学校内外での研修の機会をより多く設定し、すべての教員の特別支援教育にかかる専門性向上を図ります。